

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和4年10月5日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	10番 田中 安弘
11番 森島 隆詞	15番 山本 功
16番 杉嶋 秀美	17番 新司 吉行
18番 岩井 三郎	19番 太田 廣之

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 森山 賢一  
山口 健司  
植山 さゆみ

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について  
議案第3号 令和4年度農用地利用集積計画（第5次）の決定について

8、署名委員

15番 山本 功 16番 杉嶋 秀美

9、閉会の日時 令和4年10月5日午後2時31分

## 審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年第10回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は、5名中5名の方に出席いただいております。

さて、今年も、早や収穫の時期を迎えることになりましたが、稲刈りの予定をされている委員の皆様には何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

当委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数も減少してまいりましたが、収束には、まだまだ期間を要するものと思われまますので、引き続き感染予防対策を強化する中で、今回の総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、15番山本功委員、16番杉嶋秀美委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページ及び2ページをお開きください。1番でございます。

### 【 提案説明 】

場所については3ページ、4ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が相続で農地を取得されましたが農業経験もなく耕作できないため、親戚に当たる譲受人に所有権を有償移転されるものです。

当該農地は、相続前から親戚として祖父と譲受人が耕作をされており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上、よろしく申し上げます。

議長 この件については、地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉嶋 16番、杉嶋です。

ただいま、事務局より提案説明のありましたとおり、9月29日に山本千恵子委員と山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

現地は農地として適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長            ありがとうございました。  
                  それでは議案第1号について、審議をお願いいたします。

議 長            何かご質問等ございませんか。

議 長            異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
                  よろしいでしょうか。

議 長            それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長            ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長            次に、議案第2号、農地法第4第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
                  を議題とします。  
                  事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局           5ページをお開きください。  
                  議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でござ  
                  います。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については6ページの地図のとおりです。

本件については、市街化調整区域において、農家住宅を建築されるものです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、精華町役場から300メートル以内の区域で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

議 長            この件については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤 村            5番、藤村です。

ただいま事務局から提案説明のありましたとおり、9月30日に米澤推進委員、山口担当局長補佐と申請のありました現地を確認しました。現地は事務局からの説明どおり、当該農地に農家住宅を建築されるもので、隣接地にも影響はないものと考えております。

また、この土地は令和4年第3回総会において農地法第3条の規定による許可を受け農地として購入されたものですが、申請者は今回拠点を構えて営農に尽力していくとのことで、新たな担い手として地元担当委員としても応援してまいりたいと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に議案第3号、令和4年度農用地利用集積計画（第5次）の決定について、を議題とします。  
それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 7ページをお開きください。

議案第3号令和4年度農用地利用集積計画（第5次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

8ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については11ページの地図のとおりです。

8ページに戻っていただき2番でございます。

【 提案説明 】

場所については13ページの地図のとおりです。

8ページに戻っていただき3番でございます。

【 提案説明 】

場所については15ページの地図のとおりです。

9ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。

9ページに戻っていただき5番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページと19ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。  
議案第3号についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

11月7日月曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょう。

それでは、次回の総会を11月7日月曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたします。

これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時31分